

公益財団法人徳島県市町村振興協会
ハロウィンジャンボ宝くじ等市町村交付金交付細則

平成24年4月1日
細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人徳島県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町村交付金交付規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、公益財団法人徳島県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付するハロウィンジャンボ宝くじ等市町村交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の単位等)

第2条 規程第2条の規定により算定した市町村毎の交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数の合計額を翌年度に繰り越した上、翌年度交付金と合わせて交付する。

2 規程第2条に規定する人口割に用いる人口は、直近の国勢調査確定人口（確定人口が公表されるまでの間は速報人口）によるものとする。

(交付金の決定の通知)

第3条 協会は、交付金額を決定したときは、ハロウィンジャンボ宝くじ等市町村交付金決定通知書（様式第1号）により市町村に通知するものとする。

(交付金の交付の請求)

第4条 交付決定通知を受けた市町村は、事業計画書（様式第2号）にハロウィンジャンボ宝くじ等市町村交付金交付申請書（様式第3号）を添えて協会に提出するものとする。

(交付金の交付時期)

第5条 協会は、交付金を当該年度の3月31日までに市町村に交付するものとする。

附 則

1 この細則は、平成14年1月18日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、平成13年度収益金交付金分については平成14年度において交付する。

附 則

この細則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年度収益金交付分から適用する。

附 則

この細則は、公益財団法人徳島県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この細則は平成29年9月13日から施行する。

2 公益財団法人徳島県市町村振興協会オータムジャンボ宝くじ市町村交付金交付に係る交付については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年8月30日から施行する。